

企画競争実施の公示

令和5年5月12日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書を受け付けます。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「山陰地域の魅力発信強化事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和6年2月29日(木)

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

住所: 〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成について

① 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・ 事業の定性的・定量的な目標値
- ・ 業務の実施体制、実施工程
- ・ 緊急時の連絡体制

- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

②その他

- ・ 上記の2（1）から（4）を満たすことが分かる書類（誓約書等）を企画提案書と一緒に提出すること

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和5年5月26日（金）17時00分（必着）

提出場所：（1）に同じ。

提出方法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・ 支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受領して30日以内。
 - ・ 概算予算額：22,506,000円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5) 提出期限までに到着しなかった企画提案書は、いかなる理由があっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として企画提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ
(公示等に関して：成(ソン)、説明書等事業内容に関して：杉原)
 - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限前日まで
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和 5 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「山陰地域の魅力発信強化事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和 6 年 2 月 29 日

3. 業務の目的

「山陰の訪日外国人 40 万人泊」達成に向けて、山陰インバウンド機構の WEB・SNS による情報発信や、海外現地で開催される旅行博覧会などへの出展、メディア等の招請による山陰の情報発信など、訪日旅行を志向する外国人旅行者に山陰の旅行の魅力を知らせるとともに、山陰の認知度向上と、外国人個人旅行者の周遊を促すために開発したデジタルパス（DAJP）を活用した周遊観光を促進することで、集客力の高い関西・広島などからの誘客の促進につなげる。

4. 業務の内容

本事業におけるターゲットは韓国・中国・台湾・香港・シンガポール・欧米豪の旅慣れており、滞在時間が長く、日本の歴史文化等に関心の高く、訪日リピーターでゴールデンルート以外の目的地に関心を示す層とし、当該ターゲットに向けて、以下の（１）～（３）に取り組む。

（１）FAM トリップ

山陰の魅力を伝え、山陰の旅行、特に DAJP を活用した旅の魅力や利便性などを対象市場に効果的に伝えるため旅行系メディアや JNTO 海外事務所現地職員を招請し、記事・動画など情報発信につなげる。

記事・動画の情報発信：4 記事・動画

（２）オウンドメディア(Facebook 等)によるオンラインツアー

機構の facebook、Instagram、Youtube などを通して観光目的地としての山陰や DAJP を使った山陰の周遊などを対象市場へライブ配信(英語)を実施、併せて広告配信を行い山陰の認知向上を目指す。

オンラインツアー：6 回

（３）旅行博覧会等出展

各会場で来場者に向けて山陰の旅行の魅力、周遊の仕方などの紹介と共に、DAJP の紹介とダウンロードの促進などに取り組む。

なお、本事業では以下のイベントへの出展(計 5 回)を想定している。ただし、その他の旅行博覧会等の出展でも可能とする。

- ・ I T F 2 0 2 3 台北国際旅行博（台湾）
- ・ International Travel Expo - ITE Hong Kong / 香港国際旅行展示会（香港）
- ・ Japan Travel Fair（シンガポール）
- ・ Japan Travel Fair（オーストラリア）
- ・ Japan Travel Fair（インドネシア）

5. 目標と成果の指標

【アウトプット】

FAM トリップによる旅行系メディアでの記事・動画：4 記事動画

オウンドメディアによるオンラインツアー：6 回

広告配信：6 回

広告配信によるインプレッション数：25 万回以上

旅行博覧会等出展：5 回

旅行博覧会等出展のブース来訪者数：5,000 人以上

【アウトカム】

旅行系メディアでの記事のリーチ数：80,000 以上

オウンドメディアによるオンラインツアーリーチ数：30,000 以上

SNS フォロワー増加数：800 人以上

広告配信によるクリック数：9,000 回以上

D A J P ダウンロード数：2,300 人以上

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・事業実施報告書（A 4 版） 5 部（紙媒体）、及びその電子データ
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和 6 年 2 月 29 日（木）

なお、作成にあたっては、以下について留意すること

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

(1) 一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること

(2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」 「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること